

第8章 香 港

知的財産

香港における知的財産法制は、中国返還前のイギリス統治時代にTRIPS協定に整合的になるよう整備を完了し、2000年6月にはTRIPS理事会において協定の実施レビューを受ける等、制度整備面からはその取組は評価できる。しかしながら、我が国企業の著名商標等を冒用した商号を登記して悪用する事例が数多く発生するなど、模倣品製造業者の手口も巧妙化しているため、知的財産権保護に関して継続的に注視していく必要がある。また、模倣品・海賊版等の不正商品の流通という観点からは、国際的な通過点とならないよう取締りを強化するなど、運用面での取組の改善も必要である。

(1) 著名商標等冒用商号の登記問題

<措置の概要>

香港で、世界的に著名な登録商標が無断で第三者の商号等に使用され、これと同一又は類似の社名が多数登記されている（著名商標等冒用商号）。また、これら著名商標等冒用商号が、中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される事例が発生している。

<国際ルール上の問題点>

これらの問題が生じる背景となっている香港の法制度の問題点として、①著名な登録商標や商号と同一又は類似の商号に対し、変更を求められる

範囲が極めて限定されている、②登録商標等に類似する商号を無断で登記した第三者に対し、詐称通用訴訟で商号登記の抹消を求めて勝訴した場合にも、被告である登記者が判決を履行しない場合に効果的にこれを抹消することができない、等が挙げられ、TRIPS協定やパリ条約の趣旨からも改善が求められる。

<最近の動き>

本件については、2005年4月に発足した知的財産権の海外における侵害状況調査制度を活用し、同年11月、2006年2月、同年11月、2007年7月の4回にわたり香港側との政府間協議を行った。2008年4月、香港政府はこの問題への対応を含む会社法の改正方針案を公表。2010年7月には改正会社法が成立し、香港会社登記所に不正な商号を変更できる権限が付与された。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の取締りといった制度の運用面については、我が国産業界から、香港を経由して中国の模倣品・海賊版が輸出される事例の存在が報告されており、知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の的確な履行の確保の観点から、運用面での取組について、注視していく必要がある（第2章「ASEAN諸国」の「[1] アジア諸国全般」を参照）。